

森林所有者の皆さまへ

大切な森林資源を次世代へ継承するため、
再造林へのご協力をお願いします。

詳しくは、お住まいの地域の再造林推進ネットワーク（事務局：森林組合）
または、森林の所在する市町村の林務担当窓口、県の出先機関にご相談ください。

五ヶ瀬町・高千穂町・日之影町の方は

西臼杵森林組合

高千穂町大字三田井1063番地23

☎ 0982-72-3637

日向市・門川町・美郷町・諸塚村
椎葉村の方は

耳川広域森林組合

日向市東郷町山陰辛280番地1

☎ 0982-68-3515

宮崎市・国富町・綾町の方は

宮崎中央森林組合

宮崎市高岡町花見2987番地6

☎ 0985-82-0133

都城市・三股町の方は

都城森林組合

都城市早鈴町5085番地

☎ 0986-23-8787

延岡市の方は

延岡地区森林組合

延岡市大武町787番地1

☎ 0982-33-1257

西都市・新富町・高鍋町・川南町
都農町・木城町・西米良村の方は

児湯広域森林組合

西都市大字平郡5681番地

☎ 0983-35-3900

小林市・えびの市・高原町の方は

西諸地区森林組合

小林市細野251番地1

☎ 0984-22-7876

日南市・串間市の方は

南那珂森林組合

串間市大字串間2324番地1

☎ 0987-72-0259



未来へつなごう
みやざきの森林

再造林を推進する県の取り組みについて、
詳しくはこちらをご覧ください。

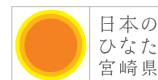
宮崎県 再造林の推進



【お問い合わせ】

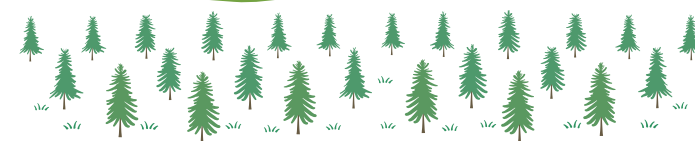
宮崎県 環境森林部 環境森林課 再造林推進室 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL: 0985-26-7154 FAX: 0985-26-7311



伐って、使って、植えて、育てる

未来へつなごう
みやざきの森林



今こそ考えたい、
森林管理と再造林のこと



宮崎県
環境森林部 再造林推進室

どうして森林を 守らないといけないの？

森林は、私たちの暮らしを支えているからです。

水をたくわえて川や水道の水源を守ったり、空気をきれいにしてくれたり、

生き物たちのすみかになったり。森林は、暮らしに欠かせない多くの働きを持っています。

大雨のときに土砂くずれを防いだり、暑さをやわらげて気候を安定させたり、

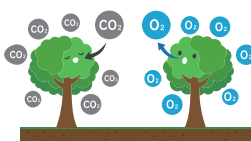
木材やきのこなどの恵みをもたらしてくれるのも、元気な森林があるからこそです。

水を貯える



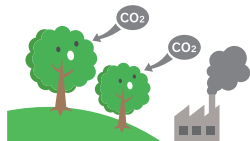
雨水を吸収して
地下水を守り
きれいな水を貯える

酸素をつくる



二酸化炭素を吸収して
私たちが呼吸するための
酸素を作ってくれる

地球温暖化を緩和する



二酸化炭素を吸収して
地球温暖化をおさえる
手助けしてくれる

様々な生き物を守る



多くの動物や
植物たちにとって
安全なすみかとなる

資源を生み出す



木材はもちろん
キノコや果物などの
資源を生み出す

憩いの場となる



自然とのふれあいにより
人々にいやしや
心の安らぎを与える

文化・景観を形づくる



景観や環境を利用して
教育や芸術をはぐみ
地域の伝統や文化を守る

災害を防ぐ



大雨のときに
洪水や土砂くずれを
防いでくれる

森林が持つこれらの役割は「多面的機能」と呼ばれています。

こうした機能を十分に発揮させるためには、

森林を適切に管理し、常に健全な状態を保つことが必要です。

森林って、 自然に育つんじゃないの？

自然の森林では、木がタネを落とし、自ら育つ「天然更新」というしくみがあります。

これは自然の力で森が受け継がれていく方法です。

一方で、日本の多くの森林は人が苗木を植えて育てる「人工林」です。

人工林では、木が元気に育つように、人による手入れ「森林施業」が欠かせません。

林業では、木を収穫する「主伐」、苗木を植えるために
地面を整える「地拵え」、新しい苗木を植える「植栽」。
さらにその後も、雑草等を刈り払う「下刈り」、生育を
妨げる他の樹木を取り除く「除伐」、成長に応じて樹木
の一部を伐採する「間伐」など森の成長に合わせて長い
時間をかけて手入れを続けていきます。

森林は“育てて守る”もの。
今の世代が手をかけて管理することが、
未来に森を引き継ぐ第一歩です。



1. 主伐 (しゅばつ)



成長しきった木をまとめて伐採し、
木材として活用する作業です。

2. 地拵え (じごしらえ)



伐採後に枝や葉などを片付け、苗木
を植えやすい状態に整えます。

3. 植栽 (しょくさい)



整備した場所に苗木を一定の間隔
で植え、森を育て始める工程です。

4. 下刈り (したがり)



苗木の周りに生える雑草を刈り取り、
日当たりと成長を確保します。

5. 除伐 (じょばつ)



成長を妨げる細い木や枯れ木を取り
除き、健全な林に整えていきます。

6. 間伐 (かんばつ)



混み合ってきた木を適度に伐ること
で、残った木の成長を促します。

木を伐ったら どうすればいいの？

人工林では、一定の年齢を迎えた木を伐採し、森を更新していく必要があります。伐採は、森林を健全に保つための大切な作業のひとつです。

木を伐採したあとの土地をそのまま放置すると、雑草や低木が生い茂り、森が更新されず、荒れた状態になってしまいます。その結果、土砂災害の危険が高まったり、水源を守る力や二酸化炭素を吸収する力が弱まったりと、森林の持つ大切な働きが失われていきます。

そこで必要なのが『**再造林**』です。

再造林とは――

人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えて森林を育てることです。ここでいう人工林とは、木材を生産することなどを目的に、人の手で苗木を植えて、計画的に育てられた森林のことを言います。

再造林は「**伐って**、**使って**、**植えて**、**育てる**」という森林資源の循環サイクルの一部であり、森林の持続的利用を実現する基本です。

伐って

成長した木を計画的に伐採し、資源として活用します。伐ることによって森は更新され、新しい世代の木が育つ準備が整います。

育てる

植えた苗木はそのままでは大きくなれません。下刈りや間伐などの手入れを重ねることで、健全で強い森林へと成長していきます。



使って

伐った木は住宅や家具、紙など、暮らしの中で利用されます。木材を使うことは国産材の需要を高め、次の植林を進める力にもなります。

植えて

伐採した跡地には新しい苗木を植えます。これが再造林の第一歩であり、森林を未来に引き継ぐために欠かせない作業です。

森林所有者には、このサイクルを確実に回していく責任があります。伐ったあとに再び植えることが森林を守り、地域や社会の暮らしを支える第一歩となるのです。

すべての森林に 再造林が必要なの？

宮崎県の県土の約 76%は森林で、そのうち 56%は人工林です。

県産材は建築用材として全国から高い評価を受けていますが、多くの人工林が伐採の適期を迎える一方で、再造林率は 70%台にとどまっています。全国的には高い数値とはいえ、将来にわたって林業や森の役割を守っていくには、まだ十分とはいえません。

そこで宮崎県では、**森林のタイプや立地条件に応じて管理の方針を分けることで、再造林を着実に進める取り組み**につなげています。

林業に向けた森林は「再造林を積極的に」

傾斜が緩やかで搬出路も整っているなど、林業としての利用が見込める森林では、スギやヒノキを中心に再造林を進めています。伐ったら植え、植えた木を育てて収穫する。こうしたサイクルを回すことで、安定した木材供給と健全な森林の維持が可能になります。



森林所有者の皆さまへ

どちらのタイプの森であっても「放置すれば荒れる」ことに変わりはありません。

あなたの森にとって最適な方法は何か――
ぜひ森林組合や専門家と相談しながら、未来へつなげる森づくりを進めていきましょう。



林業に向かない森林は「多様な森林へ誘導」

急傾斜地や搬出が難しい場所など、林業としての利用が難しい森林では広葉樹林や混交林へ誘導し、多様な木が共存する森へと育てていきます。広葉樹や混交林は、災害に強く、動植物のすみかとして生物多様性を守る役割も果たします。

再造林には どんな支援があるの？

宮崎県では、森林所有者の皆さんが安心して再造林に取り組めるよう、補助制度の充実や、森林組合と連携した現場支援体制の整備など、さまざまな支援を行っています。

地域再造林推進ネットワーク

森林所有者からの相談対応や伐採情報の共有、再造林の働き掛け・マッチングにより、伐採から再造林までの流れを円滑にし、再造林率の向上を目指しています。



このネットワークは、伐採者、森林組合、造林者、市町村、県の出先機関などの関係者で構成されています。所有森林でお困りのことなど、お気軽にご相談ください。

省力・低コスト再造林に対する補助を強化 県・市町村で補助率を90%へ！

※地域や事業メニューによって補助率が変わる場合があります。

補助対象



地拵え



植栽



下刈り



保護柵設置

- 【主な補助要件】
- ◆ 道から近いなどの林業採算性の高い区域であること
 - ◆ 植栽本数が2,000本/ha以下であること
 - ◆ 対象樹種はスギ、ヒノキ、センダン、クヌギ、ナラ、アラカシ



これにより、森林所有者の費用負担が軽くなるだけでなく、現場で作業する事業者(伐採者、造林者など)の待遇改善にもつながり、再造林に取り組みやすい環境が着実に整ってきています。

再造林の責任は、 森林所有者だけにあるの？

再造林の主体は森林所有者ですが、その責任を一人で負うものではありません。再造林は「所有者のため」だけでなく、「地域の暮らしや未来の世代のため」の取り組みです。こうした考えを示しているのが、令和6年7月に施行された「宮崎県再造林推進条例」で、関係者や県民一人ひとりが役割を担うことが定められています。

宮崎県再造林推進条例について

森林の多面的機能を発揮させ、県民のみなさまの安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的に令和6年7月に「宮崎県再造林推進条例」を制定しました。

詳細は右の2次元コードからぜひ一度ご覧ください。



条例の基本理念

宮崎県再造林推進条例では、再造林の推進にあたって共有すべき4つの理念を示しています。

再造林の理解促進



森林の多面的機能による恩恵を県民全体が受けていることを踏まえ、再造林の重要性について県民の理解を深めながら推進します。

効率化の推進と県産材需要の拡大



持続可能な森林利用に向けて、作業の効率化や経済性の向上を図るとともに、県産材の利用拡大を通じて地域資源を活かし、再造林を推進していきます。

担い手の処遇と労働環境の向上



再造林を支える林業の担い手が、安心して働けるよう、処遇の改善や労働環境の整備を通じて、魅力ある現場づくりに取り組みます。

関係者の役割分担と連携



県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者、県民がそれぞれの役割を担い、相互に連携しながら再造林を推進します。

条例で定められた『みんなの役割』

この条例では、関係するすべての主体が、それぞれの立場で再造林に関わることが定められています。「伐って、使って、植えて、育てる」サイクルを支えるため、以下のような取組が求められています。



【宮崎県】
再造林の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施や、市町村施策への協力、森林組合や事業者の取組促進 など



【市町村】
県、事業者、森林所有者などとの連携や情報共有、地域特性を踏まえた施策の実施 など



【森林所有者】
所有する森林の再造林推進、県や市町村施策への協力 など



【森林組合】
森林所有者からの伐採等の相談対応や、伐採・造林事業者との連携、市町村などとの連絡調整 など



【事業者】
森林組合との連携、県産材の積極的活用、木材産業振興を通じた再造林推進 など



【県民】
森林の多面的機能への理解や、県産材の積極的な利用 など

このように、再造林は森林所有者だけでなく、行政や林業関係者、地域全体で進めていく取り組みです。